

## 試験に関する契約約款

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

### 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（以下「センター」という。）は、第 2 条に掲げる試験を実施するにあたり、試験業務に関する契約約款を定め、もって当該試験を依頼する者（以下「依頼者」という。）に対して、公平かつ円滑なサービスの提供を図ります。

(適用範囲)

第 2 条 本契約約款は、センターが行う試験業務に適用します。ただし、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に規定される特定無線設備の試験及び、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定される端末機器の試験を除きます。

(試験の方法)

第 3 条 センターが本契約約款により提供する試験は、前条の試験の種別ごとに適用する規格において規定する方法により実施します。

### 第2章 試験の申込と受理

(申 込)

第 4 条 依頼者は、試験の種別ごとに、別に定める様式による申込書及びこれに付随する書類（以下「申込書類」という。）、並びに試験を受けようとする機器（以下「受験機器」という。）をセンターの事務所に提出して下さい。

2 前項の場合において、依頼者の都合等により受験機器のセンターへの搬入等が困難な場合であって、規格で定める試験方法においてセンター事務所以外の場所で試験を行うことが認められるものについては、予めセンターとの合意が得られていることを条件に、その提出を省略することができます。

3 センターは、試験のために必要があると認めるときは、当該設備の取扱説明書又は試験に必要な治具等の提出を求めることがあります。

- 4 センターは、提出された受験機器及び治具等は、試験終了後速やかに依頼者に変換します。

(依頼内容の確認)

- 第 5 条 センターは、前条により提出された申込書類を受理するあたり記載内容等の確認を行い、記載内容に不備等がある場合には、依頼者と協議の上、必要な修正の上再提出を求めることがあります。
- 2 また、前項の確認の結果、依頼内容に詳細な確認が必要と判断される箇所がある場合には、センターは、依頼者と協議の上内容の明確化を図るとともに、その結果を文書により確認します。

(申込の受理)

- 第 6 条 センターは、前条による確認の結果、申込書類に問題がない場合には、受理日を付した書面により、依頼者に当該申込を受理した旨をお伝えします。

### 第 3 章 試 験

(試 験)

- 第 7 条 センターは、前条により試験の申込を受理したときは、遅滞なく試験員に試験を行わせます。
- 2 試験員は、試験に先立って依頼者との間で試験の日時を調整し、その結果双方で合意された日時に試験を実施します。
- 3 試験員は、試験の種別ごとに別途定める試験手順書等により試験を実施します。
- 4 試験は原則としてセンターの指定する試験場所にて実施します。ただし、第 4 条 2 項により、受験機器をセンターに持ち込まずに試験をする場合には、依頼者の指定する試験場所が、当該試験の規格が求める試験環境等の条件を満たしていることを条件に、依頼者が要望する場所に試験員を派遣して試験を実施します。

(試験成績書の作成、提出)

- 第 8 条 センターは、試験終了後に当該試験の結果をもとに、試験の種別ごとに別途定める様式により試験成績書を作成します。
- 2 センターは、試験終了後すみやかに、依頼者に、前項の試験成績書により試験結果を通知します。
- 3 センターは、試験成績書の記載内容に誤り等があった場合には、依頼人にその旨を通知の上新規の試験成績書を再発行します。その際、新規の試験成績書には新たな文書番号を定め、既に発行した試験成績書と置き換わる旨を記載しますが、依頼人には元の試験成績書の返却をお願いします。
- 4 センターは、依頼者から求められた場合に限り、試験結果の評価又は規格への適合性の認定あるいは登録のために規格の定める適合性評価機関等に提出します。

(試験成績書等の保管)

第 9 条 センターは、作成した試験成績書（原本の複写）を、申込書類及び測定データとともに 10 年間保存します。

#### 第 4 章 手数料等

(手数料等)

第 10 条 依頼者は、試験の種別ごとに別途定める試験手数料等をお支払い下さい。

2 事務所以外の場所で試験を行う場合には、旅費等の経費をお支払いいただくことがあります。

3 前各号の額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条等に規定する税率を乗じた額が加算されます。

(手数料等の支払い)

第 11 条 センターは、前条の手数料等に関して依頼者に対し請求書を発行します。依頼者は請求書発行日から 2 ヶ月以内に、センターが指定する銀行口座に請求額をお振込みください。

2 銀行振込による手数料は、依頼者のご負担ください。

3 支払い期日及び支払い方法については、センターが別途指定する場合は、それに従ってください。

#### 第 5 章 試験員

(試験員の職務遂行)

第 12 条 試験員は、試験業務の重要性を自覚し、公平かつ厳正に職務を遂行します。

(秘密の保持)

第 13 条 試験員は、第 2 項に定める情報については秘密として保持するとともに、以下の場合を除き第三者には開示しません。ただし、(2) により情報を開示する場合は、第 16 条の規定により対応します。

(1) 第 8 条 4 項により試験レポートを適合性評価機関等に提出する場合

(2) 第 20 条 1 項により、センターが行った試験に対する第三者からの苦情に際して、センターが事実関係を調査した結果、当該苦情申告者に調査結果を回答するに当たって試験に係る秘密を開示することが不可避であると判断される場合

2 秘密とする情報は、試験業務に関して職務上知り得た全ての情報とします。ただし、依頼者が既に公開している情報、又はセンターと依頼者とが開示することを合意している情報は除きます。

3 本条の規定は、センターの役員及び試験員以外の職員にも準用します。

## 第6章 試験の拒否等

### (試験の拒否等)

第14条 センターは、本契約約款により提供する試験について、次のいずれかに該当する場合は、当該受験機器に対する試験を拒否する場合があります。

- (1) 受験機器が、試験の際に求められる動作等を行わないことが判明した場合
- (2) 第7条4項の但し書きによる試験の際、試験場所の試験環境等が試験に必要な要求条件を満たさない場合
- (3) 申込の受理後、申込書類の不備を是正又は補足することが判明した際、必要な書類の修正、再提出等の要求に対して提出等がなされない場合

2 センターは、前項の拒否に当たっては、依頼者に対し試験準備等に掛かった経費を請求することがあります。

3 依頼者は、試験の申込を自ら取下げることができます。

また、センターは、申込を受理した後、第1項第3号の事項について要求してから、20日以内に申込者による措置がとられない場合は、申込者に取り下げを求めることがあります。

4 センターは、申込の取下げに当たって、申込者に対し取下げ手数料を請求することがあります。

### (試験の拒否の通知)

第15条 センターは、前条の規定により試験を拒否する場合、その旨の理由を付した文書をもって通知します。

## 第7章 情報の公開

### (情報の公開)

第16条 センターは、第三者から情報公開の請求があった場合には、事前に当該情報に関係する依頼者の同意を得た上で対応します。

## 第8章 損害賠償

### (損害賠償)

第17条 センターは、センターの故意又は重大な過失により、受験機器に損傷を与えた場合には、その修復に要する費用を全額賠償します。

なお、天災、事変その他の不可抗力により損傷した場合は、センターは一切の責任を負いません。

- 2 センターが本契約約款により提供した試験結果の妥当性の問題（喪失）を原因として生じた人的損害、物的損害又は財産上の損害に対する結果責任は、その因果関係が明らかになった時点で、当該試験に係る手数料の100倍を限度として賠償します。ただし、その要因となった試験を申し込んだ依頼者に意図的又は重大な過失があった場合、センターは一切の責任を負いません。

## 第9章 不正な手段に対する措置

（不正な手段に対する措置）

- 第18条 センターは、依頼者が不正な手段により試験を受け、またはその結果を操作したことを知ったときは、試験の種別ごとに別途定められた是正処置を講じます。

## 第10章 異議申立

（異議申立）

- 第19条 申込者は、センターが行った試験結果に異議がある場合には、その旨を記載した書面（以下「異議申立書」という。）をセンターに提出することができます。
- なお、この場合、審査の結果の通知書を受領した日から起算して30日以内に行わなければなりません。
- 2 異議申立書には、次の事項を記載しなければなりません。
- (1) 申込者の氏名又は名称及び法人の場合には代表者の氏名
  - (2) 特定無線設備の種別及び型式又は名称
  - (3) 異議申立の趣旨及び理由
  - (4) センターの通知番号等
- 3 センターは、異議申立書を受理したときは、センターにおける品質管理に関する委員会を開催し、その議決を尊重して措置します。
- 4 センターは、異議申立に対する措置について、異議申立書を受理した日から起算して、原則として60日以内に文書で通知します。

## 第11章 その他

（苦情の申告）

- 第20条 センターは、センターが行った試験について、その試験方法、手順、結果等に関わる事項に関し受験機器の利用者等から苦情の申告があった場合は、申告を受けた内容に関して事実関係の調査を行います。また、苦情申告者に対しては、その調査結果について文書等により回答します。ただし、調査結果の内容に依頼者の秘密に係る事項が含まれる場合には、依頼者の同意を得た範囲の情報に限定して対応し

ます。

2 前項の調査のため、センターは、当該試験の依頼者に対して、当該機器の提出等を求めることがあります。

(市場調査)

第 21 条 センターは、センターが行った試験について、再度その妥当性を確認する必要があると認めた場合は、市場から適宜購入する等により、調査を行うことがあります。

(合意管轄)

第 22 条 この契約約款及びこの契約約款に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。